

情報ファイル

information file



税

市税などの休日収納窓口サービスをご利用ください



市税などの収納窓口を、毎週土・日曜日に開設しています。平日が仕事などで忙しく、金融機関での納付が困難な方はぜひご利用ください。なお、開設時間を4月から変更しますのでご注意ください。

とき
 【3月まで】毎週土・日曜日
 午前8時30分～午後5時15分
 【4月から】毎週土・日曜日
 午前8時30分～午後0時15分
 ※開設しない日：月～金曜日の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

業務内容 市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納業務、納税相談

問合せ先

困り納グループ
 ☎52111111（内線241・242・243）

家屋を取り壊したらご連絡を

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務グループまで連絡をお願いします。

昨年取り壊した家屋については、来年度から課税されませんので、面積の大小にかかわらず連絡くださるようお願いいたします。電話連絡でも構いません。

ただし、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をされた場合は不要です。

事業を営まれている皆さんへ
償却資産申告書を提出してください

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものをいいます。

- ① 構築物（建物附属設備を含む）
門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など
- ② 機械および装置
旋盤、ボール盤、フライス盤など
- ③ 船舶
ボート、漁船など

④ 航空機
セスナ、ヘリコプターなど

⑤ 車両および運搬具

手押し車、動力運搬車など（自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除きます）

⑥ 工具・器具および備品

工具類、計算機、レジスター、机、いすなど

* * *

これらの資産をお持ちの方は、平成23年1月1日現在の資産所有状況を1月31日（月）までに申告してください。

なお、平成22年度償却資産申告書を、以前から事業を営まれている方には送付しましたが、

平成22年中に新しく事業をはじめた方や申告書が届かなかつた方は、税務グループへ連絡してください。

※地方税ポータルシステム（エルトックス）を利用して電子申告ができます。詳しくはエルトックスホームページ
<http://www.eitax.jp/>
 サポートデスク電話番号
 ☎0570-081459

提出・問合せ先

困り納グループ
 ☎52111111（内線258・244・245）